

## 「原木しいたけ（露地栽培）」の出荷制限解除について 大崎市（新規）

平成27年4月10日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年4月20日付けで出荷制限が指示されていた大崎市で産出される「原木しいたけ（露地栽培）」について、出荷制限が一部解除されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

大崎市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県原木しいたけ（露地栽培）栽培管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

#### 2 解除の対象となる生産者数

大崎市内生産者1名

#### 3 解除後の出荷管理及び検査等

- ① 解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する。（県、市、町のホームページで氏名等を公表し、JA、直売所、卸売市場等へ周知）
- ② 認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- ③ 出荷期間中に毎月1検体の定期検査を行う。

### <参考>

#### 原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、\*仙台市、名取市、\*大和町、富谷町、大衡村、\*大崎市、加美町、色麻町、栗原市、\*登米市、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町（21市町村）\* 一部出荷制限解除

#### 出荷制限の一部解除が認められた生産者数

登米市内4名、仙台市内2名、大和町内1名、大崎市内1名 計8名